

JIS

保護めがね

JIS T 8147 : 2026

(JSAA/JSA)

令和 8 年 3 月 25 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 保安技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	山 内 正 剛	国立大学法人信州大学
(委員)	落 合 誠	一般社団法人日本非破壊検査協会
	坂 口 正 之	公益社団法人日本保安用品協会
	嶋 田 敦 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	辻 創	一般財団法人カケンテストセンター
	利 岡 英 和	日本安全靴工業会
	永 井 明	公益社団法人日本アイソトープ協会
	西 田 和 史	建設業労働災害防止協会
	山 田 崇 裕	学校法人近畿大学
	山 本 多絵子	ミドリ安全株式会社

主 務 大 臣：厚生労働大臣，経済産業大臣 制定：昭和 47.3.1 改正：令和 8.3.25

官 報 掲 載 日：令和 8.3.25

原 案 作 成 者：公益社団法人日本保安用品協会

(〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-15 和光湯島ビル TEL 03-5804-3125)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会（部会長 田辺 新一）

審議専門委員会：保安技術専門委員会（委員長 山内 正剛）

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課及び化学物質対策課環境改善・ばく露対策室 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111（代表）] 又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511（代表）] にご連絡ください。

なお，日本産業規格は，産業標準化法の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類, 形式及び記号	4
5 品質	5
5.1 レンズ及びアイピース	5
5.2 耐食性	6
5.3 難燃性	6
5.4 完成品	6
6 構造	6
7 材料	7
8 人頭	7
9 試験	7
9.1 一般	7
9.2 レンズ及びアイピース	7
9.3 耐食性試験	13
9.4 各部の難燃性試験	13
9.5 完成品の試験	14
10 表示	18
10.1 製品表示	18
10.2 包装表示	18
11 取扱説明書	18
附属書 A (規定) 人頭の分類及び寸法	19
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	21
解 説	23

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本保安用品協会（JSAA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS T 8147:2016** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、令和 9 年 3 月 24 日までの間は、産業標準化法第 30 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS T 8147:2016** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

保護めがね

Personal eye protectors

序文

この規格は、2021 年に第 1 版として発行された ISO 16321-1 及び 2024 年に発行された Amendment 1、2021 年に第 1 版として発行された ISO 19734、並びに 2020 年に第 1 版として発行された ISO 18526-1、ISO 18526-2、ISO 18526-3 及び ISO 18526-4 を基とし、我が国の実情に合わせて技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書 JA に示す。

1 適用範囲

この規格は、浮遊粉じん、薬液飛まつ（沫）、飛来物などから作業者の目を保護するために用いる保護めがね（以下、めがねという。）、並びに交換用のレンズ及びアイピースの材料、設計及び性能について規定する。ただし、遮光用保護めがね及び屈折補正用保護めがねを除く。

また、この規格は、次の項目にも適用する。

- 職業に類似して行われる作業、例えば、“DIY” のために使用される保護具
- 教育施設で使用される保護具

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 16321-1:2021, Eye and face protection for occupational use – Part 1: General requirements + Amendment 1:2024

ISO 18526-1:2020, Eye and face protection – Test methods – Part 1: Geometrical optical properties

ISO 18526-2:2020, Eye and face protection – Test methods – Part 2: Physical optical properties

ISO 18526-3:2020, Eye and face protection – Test methods – Part 3: Physical and mechanical properties

ISO 18526-4:2020, Eye and face protection – Test methods – Part 4: Headforms

ISO 19734:2021, Eye and face protection – Guidance on selection, use and maintenance (全体評価: MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）